

## 松江市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市木造住宅耐震改修事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部が木造の住宅(店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づく既存木造住宅の地震に対する安全性の評価であつて、次のいずれかに該当する建築士が行うものをいう。
  - ア 一般社団法人日本建築構造技術者協会が認定するJSCA建築構造士である者
  - イ 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通大臣登録耐震診断資格者講習を修了した者
  - ウ 島根県木造住宅耐震診断士名簿に登載されている者
  - エ 島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登載されている者
  - オ アからエまでに掲げる者と同等と認められる者
- (3) 容易耐震診断 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)(令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)に定める旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票を活用した診断をいう。
- (4) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する区域をいう。
- (5) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (6) 耐震改修工事 既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事(その工事前の耐震診断の上部構造評点が1.0未満であり、その工事後の耐震診断の上部構造評点が1.0以上となる工事に限る。)又は建替工事(建替後の建築物が土砂災害特別警戒区域外に位置し、かつ、建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条に定める耐震基準及び省エネ基準に適合するものに限る。)をいう。
- (7) 耐震補強等計画 耐震改修工事(建替工事を除く。)を実施するために行う補強計画(島

根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録された者のうち、建築士資格を有するもの又は同等のものとして市長が認める技術者により設計されたものに限る。)又は地震に対する安全性の向上を目的とする建替工事を実施するために行う計画をいう。

(8) 解体除却 木造住宅であって、耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と判定されたもの又は容易耐震診断により倒壊の危険性があると判断できるものを解体し除却することをいう。

(9) 中心市街地細街路 2 期松江市中心市街地活性化基本計画において設定された中心市街地の区域における建築基準法第 42 条第 2 項に定義される道路をいう。

(10) 住宅の耐震化を総合的に行う事業 第 6 号に規定する耐震補強等計画の策定と第 5 号に規定する耐震改修工事を総合的に行う事業

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金の交付の目的、交付対象建築物、補助対象事業費、補助金の額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市木造住宅耐震改修事業費補助金
補助金の交付の目的	木造住宅の耐震改修工事に要する経費に対し補助金を交付することにより、大地震発生時の住宅のを防止し、市民の生命を守り、本市の防災性能を高め安心安全なまちづくりを推進することを目的とする。
交付対象建築物	松江市内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された階数 2 階以下の木造住宅で、国、地方公共団体その他公的団体が所有する以外のものであって建築基準法の規定（別に定めるものに限る。）に違反していない、耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満であるもの（解体除却にあつては、容易耐震診断により倒壊の危険性があると判断できるものを含む）。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事に着手されたものは、既存部分（増築部分が構造上別棟であるもの）に限る。
補助対象事業費	交付対象建築物所有者等が交付対象建築物に対して行う耐震補強等計画、耐震改修工事（建替工事にあつては、既存部分の規模相当とし、解体除却に要する費用を含む。）、解体除却（以下「耐震改修等」という。）又は住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する経費とする。
補助金の額	次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 耐震補強等計画 補助対象事業費の 3 分の 2 以内の額（上限 40 万

	<p>円)</p> <p>(2) 耐震改修工事</p> <p>ア 中心市街地細街路沿線の木造住宅 補助対象事業費(1平方メートル当たり 39,900 円を限度とする。以下この号及び次号において同じ。)に 0.30 を乗じて得た額(上限 100 万円)</p> <p>イ 中心市街地細街路沿線以外の木造住宅 補助対象事業費に、0.23 を乗じて得た額(上限 75 万円)</p> <p>(3) 解体除却 補助対象事業費に 0.23 を乗じて得た額。ただし、中心市街地細街路沿線の木造住宅にあつては上限 35 万円、中心市街地細街路沿線以外の木造住宅にあつては上限 28 万円</p> <p>(4) 住宅の耐震化を総合的に行う事業 補助対象事業費の 10 分の 8 以内の額(上限 100 万円)</p>
終期	令和 9 年 3 月 31 日

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震補強等計画に係る補助金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

- ア 対象建築物の案内図、平面図
- イ 耐震診断の結果報告書の写し(倒壊のおそれがあると判断されたことが確認できるもの)
- ウ 事業に係る費用の明細書の写し
- エ 登記事項証明書等の写しその他の対象建築物の所有者等を確認できる書類
- オ 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書(市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。)
- カ 所有者が複数人いる場合は、所有者全員の同意書(市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。)
- キ 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- ク 提出書類チェックリスト
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

- ア 対象建築物の案内図、平面図

- イ 耐震診断の結果報告書の写し（建替えにあつては容易耐震診断の結果が確認できるものに代えることができる。）（倒壊のおそれがあると判断されたことが確認できるもの）
  - ウ 設計図その他補強方法を示す図書（改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。）
  - エ 耐震改修計画の上部構造評点が 1.0 以上であることが確認できるもの又は建築基準法第 20 条の適合性が確認できる構造計算書等
  - オ 事業に係る費用の明細書の写し（補助対象内工事費と補助対象外工事費が別に積算されているもの）
  - カ 土砂災害特別警戒区域外であることが確認できる図面（建替えを行う場合に限る。）
  - キ 省エネ基準に適合することが確認できる書類（建替えを行う場合に限る。）
  - ク 登記事項証明書等の写しその他の対象建築物の所有者等を確認できる書類
  - ケ 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書（市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。）
  - コ 所有者が複数人いる場合は、所有者全員の同意書（市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。）
  - サ 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
  - シ 提出書類チェックリスト
  - ス 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 解体除却に係る補助金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類
- ア 対象建築物の案内図、平面図
  - イ 耐震診断の結果報告書の写し又は容易耐震診断の結果が確認できるもの（倒壊のおそれがあると判断されたことが確認できるもの）
  - ウ 解体除却の方法等を示す図書
  - エ 事業に係る費用の明細書の写し
  - オ 登記事項証明書等の写しその他の対象建築物の所有者等を確認できる書類
  - カ 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書（市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。）
  - キ 所有者が複数人いる場合は、所有者全員の同意書（市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。）
  - ク 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
  - ケ 提出書類チェックリスト
  - コ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (4) 住宅の耐震化を総合的に行う事業に係る補助金の交付を受けようとする場合 第 1 号

及び第2号ウからキまでに掲げる書類

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震補強等計画に係る補助金の交付決定を受けた場合 次に掲げる書類

- ア 設計図その他補強方法を示す図書(改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。)
- イ 耐震改修計画の上部構造評点が1.0以上であることが確認できるもの又は建築基準法第20条の適合性が確認できる構造計算書等
- ウ 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写し
- エ 土砂災害特別警戒区域外であることが確認できる図面(建替えを行う場合に限る。)
- オ 省エネ基準に適合することが確認できる書類(建替えを行う場合に限る。)
- カ 委託契約書等の写し
- キ 請求書・領収書の写し
- ク 提出書類チェックリスト
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事に係る補助金の交付決定を受けた場合 次に掲げる書類

- ア 竣工図(改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。)
- イ 施工状況写真(施工前・施工中・施工後)
- ウ 省エネ基準に適合することが確認できる書類及び写真(建替えを行う場合に限る。)
- エ 建築士による適合確認書又は建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- オ 登記完了証その他の対象建築物の滅失が確認できる書類の写し(建替えを行う場合に限る。)
- カ 工事請負契約書の写し
- キ 請求書・領収書の写し
- ク 産業廃棄物管理票の写し
- ケ 提出書類チェックリスト
- コ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 解体除却に係る補助金の交付決定を受けた場合 次に掲げる書類

- ア 施工状況写真(施工前・施工中・施工後)
- イ 工事請負契約書の写し

ウ 請求書・領収書の写し

エ 産業廃棄物管理票の写し

オ 登記完了証その他の対象建築物の滅失が確認できる書類の写し

カ 提出書類チェックリスト

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 住宅の耐震化を総合的に行う事業に係る補助金の交付決定を受けた場合 第1号及び第2号ア、イ、エからカまで及びクに掲げる書類

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。